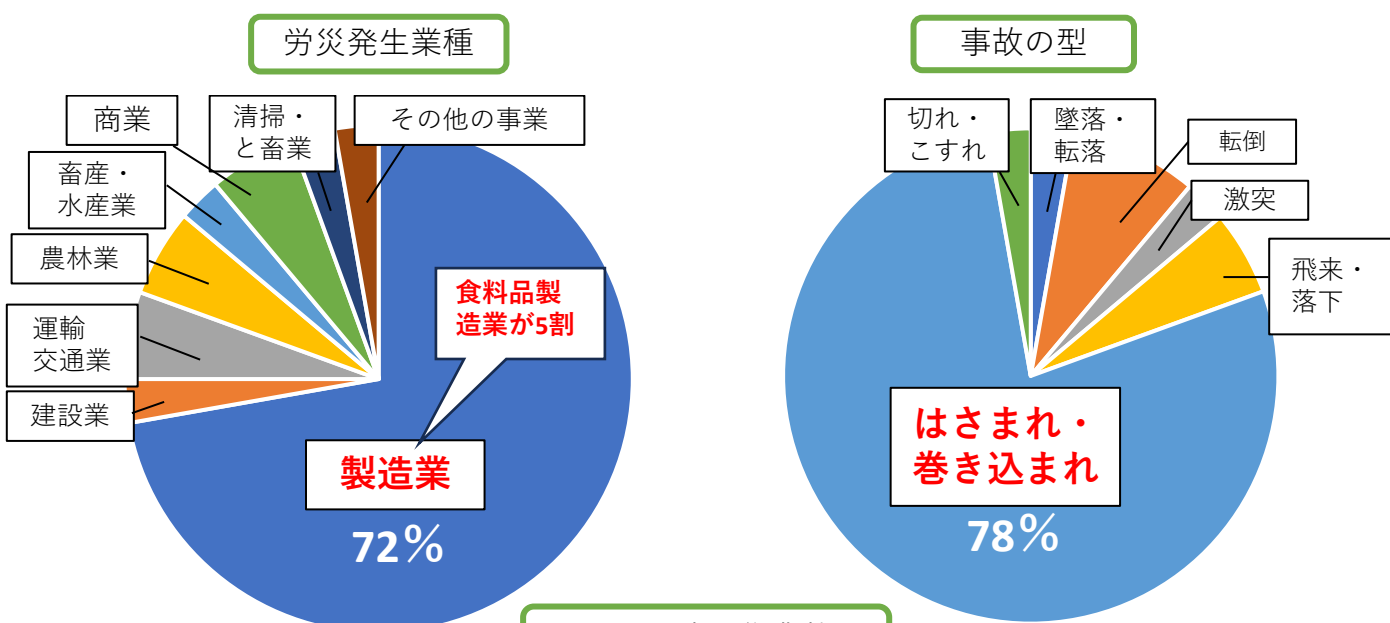


コンベヤーによる災害に注意！！

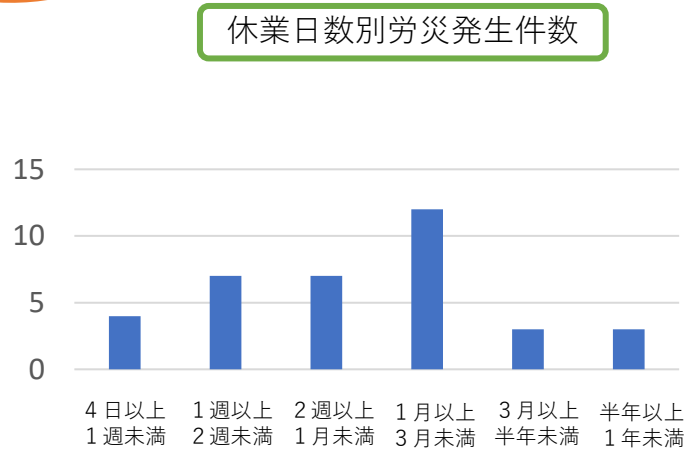
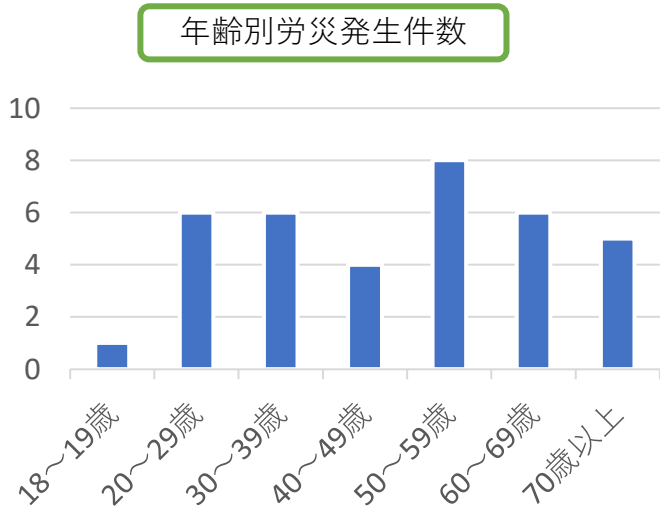
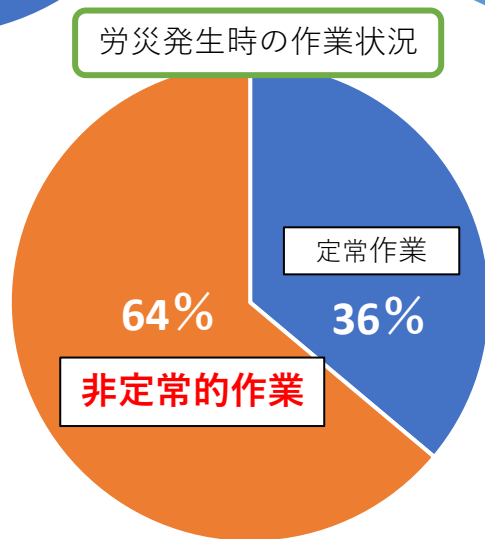
～巻き込まれ災害を防止するために～

機械運転中に点検・修理・異物除去を行ったことによりコンベヤーにはさまれる・巻き込まれる労働災害が多発しています。
腕の切断・骨折など重傷災害に至るケースもあり、注意が必要です。

令和元年～令和6年に発生したコンベヤーによる労働災害（管轄内全36件の分析）



このリーフレットでいう非定常的作業とは、保守作業、トラブル対処など通常の作業と異なる作業およびこれらに類する作業です。



製造業（特に食品製造業）での発生が多く、点検・修理、清掃等の非定常的作業中にコンベヤーにはさまれる・巻き込まれる災害が多くなっています。



コンベヤーによる災害の概要

事例 1

業種	被災者職種・年齢	傷病名	休業期間
食料品製造業	製造職・62歳	右腕骨折	2 週間
概要			
食品加工作業中、コンベヤーに詰まった素材を取り除こうとしたところ、右腕を巻き込まれた。			

事例 2

業種	被災者職種・年齢	傷病名	休業期間
食料品製造業	製造職・74歳	指尖頭部切断	3 か月
概要			
食品加工の作業終了後、コンベヤーの停止前に清掃作業を始めたところ、指が巻き込まれた。			

事例 3

業種	被災者職種・年齢	傷病名	休業期間
運送業	技能職・41歳	左手首骨折	3 か月
概要			
食品選別作業中、コンベヤーから異音がしたため、コンベヤーを停止せずにローラーに潤滑剤を注入していたところ、体勢を崩し、左腕がコンベヤーに巻き込まれた。			

事例 4

業種	被災者職種・年齢	傷病名	休業期間
その他の事業	製造職・74歳	指切断	3 週間
概要			
凍結して動かなくなったコンベヤーを溶かそうと煽っていたところ、他の作業員が復旧動作確認のため、合図の上コンベヤーを作動させたが、機械音で合図が聞こえず、指がコンベヤーに巻き込まれた。			

いずれも **コンベヤーを停止していれば防げた事故**です。
作業中であっても機械の調整や清掃（詰まりの解消等）を行う場合は、**必ず機械を停止させましょう！**
『少しくらい大丈夫だろう...』という油断が**骨折や切断などの大きな災害**につながります！！

非定常的な作業で労働災害が多い背景としては、日常的に反復・継続して行われることが少なく、十分な時間的余裕がなく行われることが多いため、設備面及び管理面での事前の検討が十分でないことが多いことや、事前の作業に関する連絡調整が必ずしも十分ではなく作業指示が不明確なことが挙げられます。

非定常的作業の作業手順

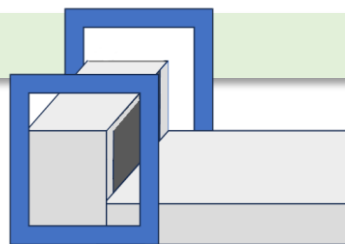
機械の調子が悪いから点検・修理をする
機械に材料が詰まったから取り除く
機械の掃除をする
機械に給油する

このような作業を行うときは・・・

①必ず機械を**停止**してから行いましょう

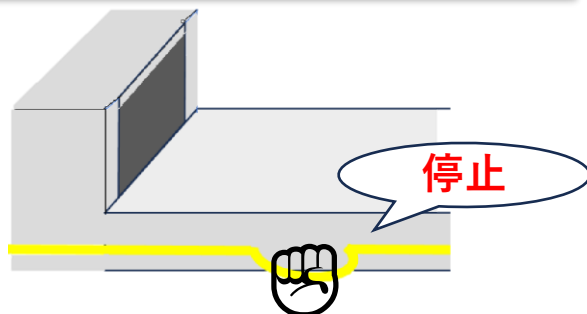
②あらかじめカバー等の安全装置を取り付けましょう

はさまれ・巻き込まれの恐れのある部分
にはカバー等を設け容易に触れることが
できないようにしましょう



③非常停止装置は緊急の際に容易に操作できる位置につけましょう

巻き込まれる可能性のある個所ごとに
停止装置を設置しましょう
コンベヤー上のどこからでも綱を引く
ことでコンベヤーを停止できる引綱式
停止装置や光線式インターロックの導
入も有効です



④機械の修理・点検、清掃中は誰もが分かるように作業中の標示をしましょう

作業者以外が急に機械を動かさないよ
うにスイッチ周辺に分かりやすい掲示
をしましょう



⑤機械を再稼働させるときは周囲に合図をしましょう

機械音等で合図が聞こえにくい場合もあります
目でもわかるような合図を決めておき、周囲に
伝達できたことを確認してから再稼働しまし
ょう

動かしまーす



⑥安全教育を行いましょう

定期的に安全な作業手順や災害事例などを労働者に説明し、安全意識を高める
ようにしましょう

作業手順を周知し、確実に順守させましょう！

【関連条文】

《労働安全衛生規則》

第107条（掃除等の場合の運転停止等）

1 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

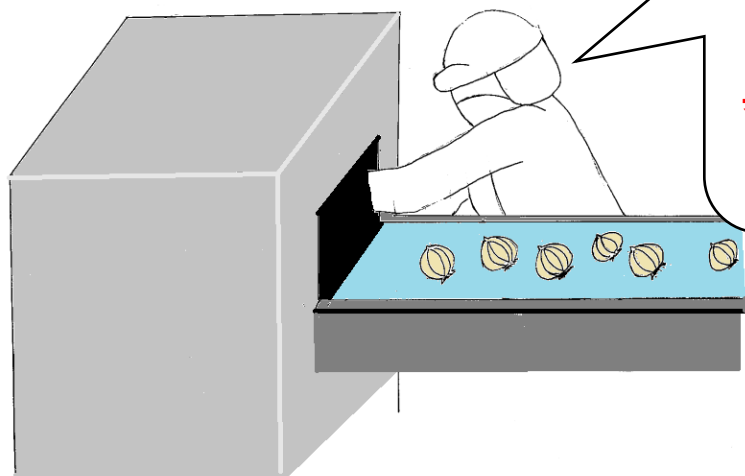
第108条（刃部の掃除等の場合の運転停止等）

1 事業者は、機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

3 事業者は、運転中の機械の刃部において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、労働者にブラシその他の適当な用具を使用させなければならない。

4 労働者は、前項の用具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。



機械の運転を停止しないまま、機械の修理・そうじ・異物の除去などを行わせることは違法です！！